



資料4

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府  
男女共同  
参画局

# 女性に対する暴力の根絶に 向けた取組について

令和4年2月

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

# 女性に対する暴力の根絶に向けた内閣府の取組

## 女性に対する暴力 とは

重大な人権侵害であり、その根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題

配偶者等からの暴力 ストーカー行為 性犯罪・性暴力 売買春 人身取引 セクシュアル・ハラスメント など

## 当面の課題等

### ■ 配偶者等からの暴力への対策の推進、DV防止法等を踏まえた対策の推進

- DV対応と児童虐待対応との連携強化
- 民間シェルター等の先進的取組の促進(パイロット事業)
- 加害者更生プログラムを含む包括的な被害者支援体制の構築
- 新型コロナウイルス感染症対策に係るDV相談体制の拡充(令和2年4月「DV相談+（プラス）」の開始)

### ■ 性犯罪・性暴力対策の強化、若年層を対象とした性的な暴力の根絶

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月11日決定)に基づく取組の推進
- ワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化
- 「若年層の性暴力被害予防月間」(毎年4月)の実施

### ■ セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた対策の推進

- 「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」(平成30年6月12日決定)に基づく取組の推進

### ■ 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- 「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～11月25日)の推進 等

# 第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～

## 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶(概要)

### 基本的考え方

- 女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と被害回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題。
- 女性に対する暴力根絶には、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせず、被害者支援にあたっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠。
- 女性に対する暴力を根絶するため、暴力を容認しない社会環境の整備、暴力根絶のための基盤づくりの強化を図り、被害者に対しては、専門的な支援を早期から切れ目なく、包括的に提供する必要がある。

### 成果目標

項目	計画策定当初	成果目標 (期限)	項目	計画策定当初	成果目標 (期限)
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者ためのワンストップ支援センター、支援拠点等の設置件数	47か所 (2020年4月)	60か所 (2025年)	市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	119か所 (2020年4月)	150か所 (2025年)
性犯罪・性暴力事案に対してワンストップ支援センター等で365日緊急対応ができる都道府県数	20都道府県 (2020年4月)	47都道府県 (2025年)	要保護児童対策地域協議会に参画している配偶者暴力相談支援センター数	190か所 (2018年4月)	323か所 (2025年)

### 施策の実施

#### 1 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ・女性に対する暴力は人権侵害であり、暴力を断じて許さないという社会規範の醸成
- ・相談窓口の周知やSNS等を活用した相談の実施、夜間  
休日における相談対応の実施等の検討
- ・現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修の充実、民間団体の活用による支援の充実

#### 4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ・児童福祉法等一部改正法附則検討条項に基づく検討
- ・民間シェルター等が行う先進的な取組の推進
- ・「#8008」の周知、SNS等を活用した相談の推進
- ・加害者暴力抑止のための地域社会内でのプログラムに関する試行実施を踏まえた本格実施に向けた検討
- ・配偶者からの暴力、児童虐待の対応機関間の連携協力の推進

#### 2 性犯罪・性暴力への対策の推進

- ・性犯罪に関する罰則や刑事手続の在り方に関する検討
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化、質の向上、被害者が相談につながりやすい体制の整備
- ・「#8103(ハートさん)」や「#8891(はやくワンストップ)」の周知

#### 5 ストーカー事案への対策の推進

- ・被害者の安全確保、加害者への厳正な対処の徹底
- ・緊急時における一時保護及び自立支援を含む中長期的な支援の推進

#### 3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

- ・性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための子供の発達段階に配慮した教育の充実
- ・児童生徒等に対してわいせつ行為に及んだ教員や保育士等に対する厳正な処分の徹底
- ・SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動の効果的な展開

#### 7 人身取引対策の推進

#### 8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応

#### 9 売買春への対策の推進

## DV対策について

# 配偶者暴力防止法見直し検討・DV対策抜本的強化の今後の予定

8月下旬

第1回 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ

○DV防止法見直し検討の経緯等について説明

○DV防止法見直しに係る論点について整理

9月～11月

第2回～第7回

○整理した論点を踏まえ、ヒアリング・意見交換・素案取りまとめに向けた検討

第8回

報告書素案（中間報告）とりまとめ

12月

第1回地方公共団体説明会

R4年1月

第9回

○第1回地方公共団体説明会の結果報告

○関係者からヒアリング

以降

第10回以降

報告書案とりまとめ

第2回地方公共団体説明会（予定）

第1回 DV対策抜本強化局長級会議

配暴センター・地方公共団体  
へのアンケート実施

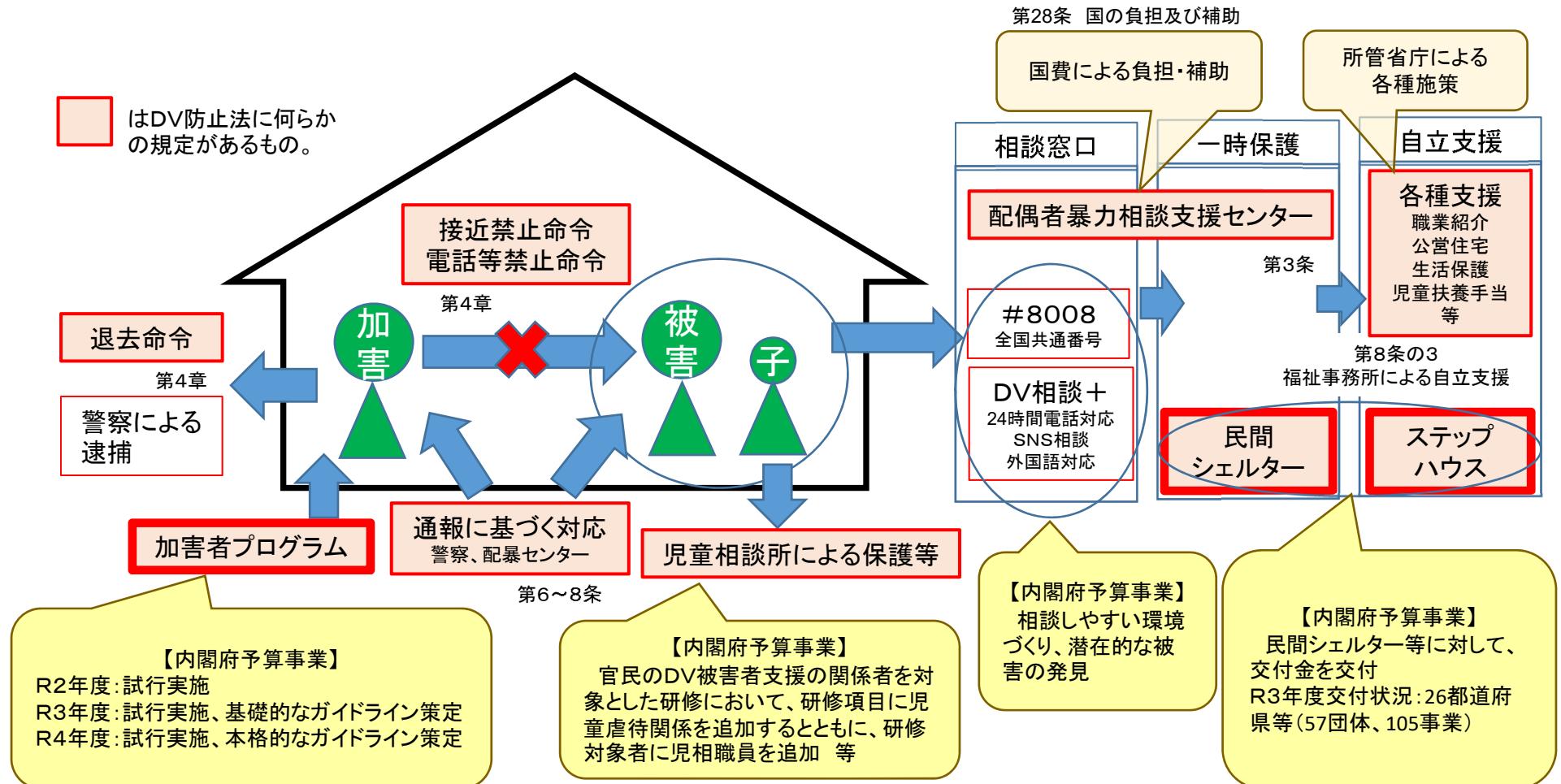
反映

第2回 DV対策抜本強化局長級会議

- 法の見直しと並行し、関係府省からなる会議において、生活再建のために必要な手続や非同棲交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）など、配偶者暴力対策の抜本的強化に向けた運用を検討する予定。
- 検討の過程では、現在、配偶者暴力相談支援センター・地方公共団体に御協力いただいているアンケートにより、御意見を反映させる予定。

※ 上記のスケジュールは変更の可能性あり。

# DV対策の全体像



第25条 調査研究の推進等

第9条 被害者の保護のための関係機関の連携協力

第26条 民間の団体に対する支援

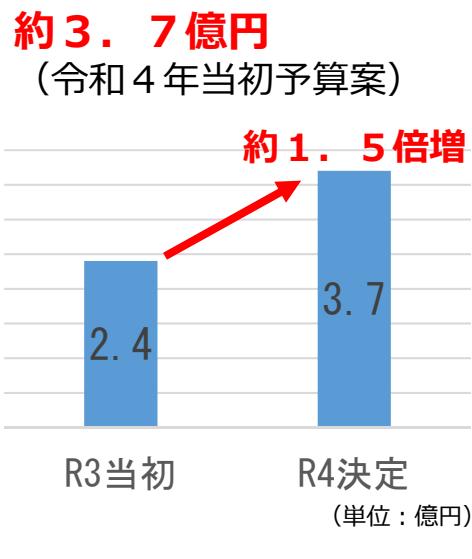
# 民間シェルター支援（性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金）

## 対象

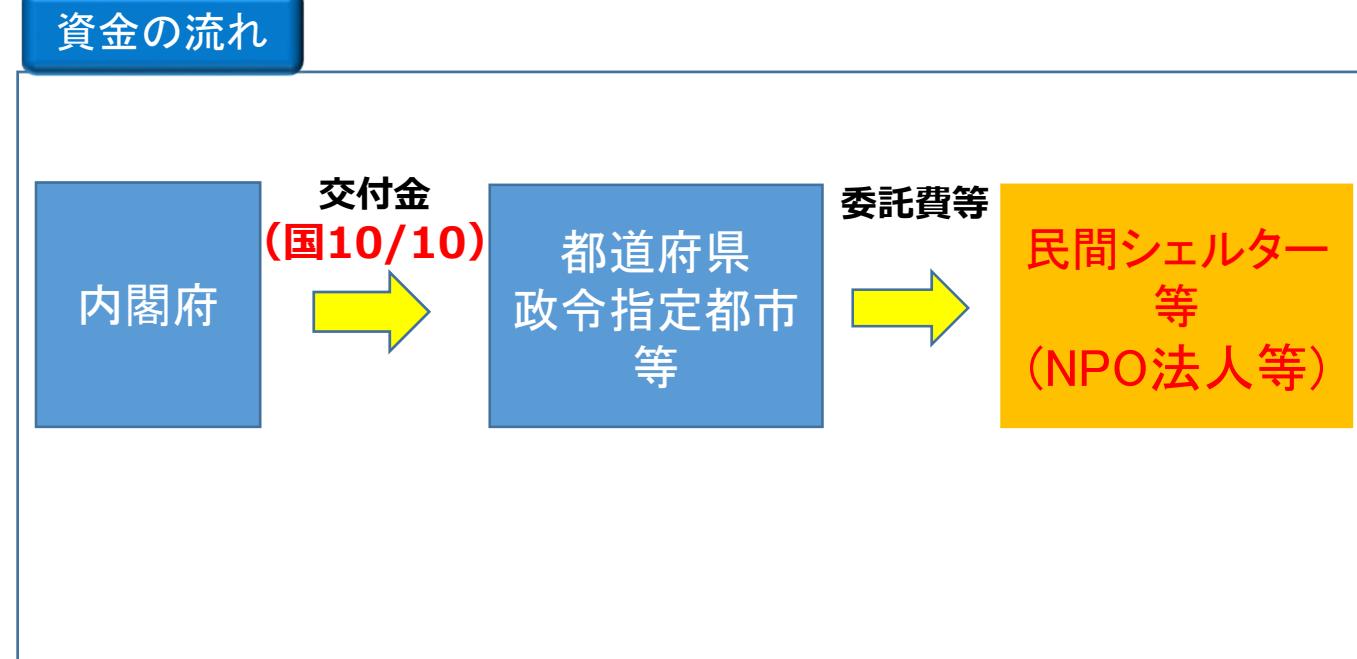
DV被害者等を支援する**民間シェルター等**の先進的な取組を促進する事業

- ①受け入れ体制整備に要する経費、②専門的・個別的支援に要する経費、③切れ目ない総合的支援に要する経費

## 予算



## 資金の流れ



# 配偶者暴力加害者プログラムの試行実施

## 【令和2年度】

- 広島県において、地域の民間団体と連携して、加害者プログラムを試行実施。

## 【令和3年度】

- 広島県、長崎県及び熊本県の3自治体で、加害者プログラムを試行実施。
- 年度末までに、試行実施の結果を踏まえ、地方自治体で活用可能な「基礎的なガイドライン」を策定。

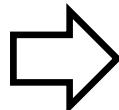


## 【令和4年度】

- 令和3年度に策定する「基礎的なガイドライン」に基づき、3自治体程度で試行実施。その結果を踏まえ、年度末までに、「本格的なガイドライン」を策定。

# DV相談窓口

【DV相談ナビダイヤル】  
はれ れば  
**#8008**



最寄りの配偶者暴力相談支援センターに電話  
→ 電話相談・面談・同行支援・保護等



令和2年4月20日開始

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、DVの増加・深刻化の懸念を踏まえて実施。

24時間電話相談

つなぐ はやく  
**0120-279-889**

メール相談

※24時間受付

SNS相談

※毎日12時～22時対応

**同行支援**

**保護**

**緊急の宿泊提供**

WEB面談も実施



soudanplus.jp

外国語相談(SNS相談)にも対応

10言語

※24時間受付

英、中、韓、スペイン、ポルトガル、タガログ、  
タイ、ベトナム、インドネシア、ネパール

DV対策に関する通知等について

## DV対策に関する最近の通知等（一覧）

	発出年月日	通知・事務連絡名	概要
1	R3. 2. 2	新型コロナウイルス感染症への対応に係るDV被害者に対する支援について（通知）	1. DV被害者に対する適切な支援について 2. DV被害者に対する法テラスとの連携強化について 3. DV被害者の同伴児童等に対する対応について
2	R3. 3. 29	重層的支援体制整備事業と児童福祉制度・DV被害者支援施策等との連携について	1. 多機関協働事業等との連携 2. 社会資源の共有 3. 個人情報の適切な取扱い
3	R3. 4. 28	新型コロナウイルス感染症への対応に係るDV被害者に対する継続的かつ迅速な支援について	1. DV被害者に対する継続的かつ迅速な支援について 2. DV被害者の同伴児童等に対する対応について
4	R3. 5. 31	配偶者からの暴力を理由とした避難事例における低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）関係事務処理について	1. 対象児童とともに避難している避難者に対する助言等 2. 「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等の発行
5	R3. 6. 7	DV被害者に対する新型コロナワクチン接種の円滑かつ安全な実施について	1. やむを得ない理由がある場合の住民票所在地以外での接種 2. 接種券の再発行
6	R3. 12. 6	配偶者からの暴力を理由とした避難事例における令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））関係事務処理について	1. 対象児童とともに避難している避難者に対する助言等 2. 「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等の発行
7	R3. 12. 22	「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））関係事務処理について」の一部改正について	O. 高校生等の取扱いについて追加
8	R3. 12. 23	配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例における住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金関係事務処理について	1. 対象児童とともに避難している避難者に対する助言等 2. 「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等の発行
9	R4. 1. 26	内閣府令和3年度女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進事業「性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修」サイト 配偶者暴力被害者支援研修 新規教材公開について（依頼）	O. 新規教材の追加、受講の案内
10	R4. 1. 28	配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について	1. 配偶者からの暴力を理由に新たな住居の確保を検討している者に対する助言等 2. 「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等の発行

## DV被害者に対するコロナワクチン接種の円滑かつ安全な実施について (令和3年6月7日 男女間暴力対策課長 事務連絡)

DV被害者は、避難先の自治体で、ワクチン接種が受けられます。

- 避難先の市町村において、接種券の再発行が必要であると認めた場合には、接種券の再発行ができます。

(御留意いただきたい点)

- ①接種券の郵送は、原則住民票所在地に対して発送することとするが、市町村が所在を確認した場合や、本人確認郵便等により本人の所在が確認できる場合等に、住民票所在地以外の場所に送付することも差し支えないとされています。
- ②ドメスティック・バイオレンス等で現在の居住地に避難している者については、加害者等に所在を知られる危険を避けるために、接種券を現在の居住地で再発行するなど、被害者等の安全確保に十分配慮した対応を行うこととされています。

## 配偶者からの暴力等を理由とした避難事例における 給付金関係事務処理について

配偶者暴力（DV）等を理由に避難している方は  
避難先の自治体から、給付金を受け取ることができる場合があります。

- 配偶者等からの暴力を理由に避難し、配偶者等と生計を別にしている方は、給付金を受け取ることができます。

(御留意いただきたい点)

- ①申請には、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書や民間支援団体等が発行する証明書等が必要なケースもありますが、必須となっているわけではないため、市区町村におかれでは、柔軟に判断いただきたい。
- ②申請にあたっては、住民票を避難先に移すことは必須の要件ではないため、市区町村におかれでは、柔軟に運用いただきたい。

## 配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について (令和4年1月28日 男女間暴力対策課長 事務連絡)

DV被害者は、公営住宅への優先入居等ができる場合があります。

- 今般、新たに、配偶者暴力相談支援センター等から、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等が発行されている者も、優先入居等の要件を満たすこととなりました。

(御留意いただきたい点)

- ①配偶者からの暴力を理由に避難している者又は避難を希望している者が新たな住宅の確保を検討している際に、本取扱いについて案内していただくとともに、必要に応じて住宅担当窓口に対して相談を行うように助言等していただきたい。
- ②公営住宅への優先入居等を希望するDV被害者に対し、配偶者暴力相談支援センター等から、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等を発行していただきたい。

## 「性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修」サイト 配偶者暴力被害者支援研修 新規教材公開について

配偶者暴力被害者支援研修（オンライン）の教材を新たに追加しました。

- 内閣府では、配偶者相談支援センター長や相談員、行政担当職員、児童相談所職員等を対象としたオンライン研修の教材を作成し、専用サイトで提供しています。
- 令和3年度は、以下の3つのテーマの教材（動画）を新たに追加しました。
  - ・ DVと児童虐待
  - ・ 民間シェルターの好事例  
～DV被害を受けた母子の中長期的支援～
  - ・ 関係機関連携の事例  
～DV被害支援に必要な地域の社会資源、関係機関ネットワーク～
- 本年度の公開期間は、令和4年3月31日までです。期間中いつでも視聴できます（オンデマンド配信）ので、対象者に受講していただけるよう、周知をお願いいたします。

## 性犯罪・性暴力対策について

# 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化に係る取組

## 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

内閣府では、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化を目的として、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を通じ、各都道府県が設置するワンストップ支援センター(※)の取組を支援している。

※被害者的心身の負担を軽減するため、被害直後から相談を受け、医療的支援、心理的支援を可能な限り一か所で提供

### 対象となる経費

- ①ワンストップ支援センターの運営費（交付率：1/2） ②被害者の医療費等（交付率1/3）

### 予算

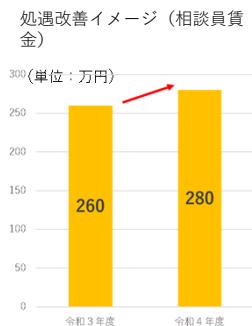
令和4年度当初予算案 4.5億（令和3年度予算額 2.5億円：**前年度  
1.8倍増**）

※ワンストップ支援センター予算の恒久化

（当初予算で措置することにより、安定的な運営が可能）

### ◇予算増額の主な内容

- ①相談員の処遇改善を図るための積算単価の見直し（積算単価を**約7.7%増**）
- ②24時間365日対応等に対する加算の見直し



# 性犯罪・性暴力被害相談体制の拡充

## ワンストップ支援センター 全国共通短縮番号(R2.10/1~)



「#8891」  
(はやくワンストップ)

## 性暴力被害者のための 夜間休日コールセンター(R3.10/1~)

性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施

## 性暴力に関するSNS相談 「キュアタイム」

R2.10/2~  
(月・水・土 17時~21時)

☆御相談は、いつでも書き込み可能です。☆



キュアタイム

検索

## 広報・啓発について

# 令和3年度「女性に対する暴力をなくす運動」の主な取組について

政府では、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施。（平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定）

潜在化しやすい女性に対する暴力の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進する。今年のテーマは「性暴力を、なくそう」。

## ○ 啓発物の作成・配布（ポスター・リーフレット・カード・シール・パープルリボンバッジ）

「性暴力をなくす」という社会の意識の醸成と相談窓口の周知を図る啓発物を全国の自治体、関係機関・団体、公立図書館等に配布。

### 【ポスター等で伝えたいメッセージ】

- ・傷つけた方が悪い。性暴力に言い訳は通らない。
- ・望まない性的な行為は、性暴力です。
- ・性暴力の悩み、ひとりで悩まず、相談を。



<啓発カード>



<啓発シール>



<令和3年度ポスター・リーフレット>



<描きおろし漫画>



<パープルリボンバッジ>

## ○ 漫画家 西原理恵子さん描きおろし漫画

## ○ 全閣僚による運動期間中のパープルリボンバッジの着用

## ○ 企業との連携

賛同企業による、SNS等での周知や社員のパープルリボンバッジ着用



<賛同企業>

## ○ 政府広報との連携

- ・BS朝日「宇賀なつみの そこ 教えて！」
- ・Yahoo!バナー広告（11/8～11/14）
- ・視覚障害者向け広報

## ○ パープル・ライトアップ

全国47都道府県・327カ所で、ランドマークを女性に対する暴力の根絶のシンボルカラーである紫色へのライトアップを実施

ライトアップ実施数  
令和元年度：46都道府県193カ所  
令和2年度：46都道府県263カ所  
**令和3年度：47都道府県327カ所**

**今年度初めて、すべての都道府県でライトアップを実施していただきました。御協力ありがとうございました。**

# 若年層を対象とした性的な暴力の根絶

## ● 若年層の性暴力被害予防月間

【期間】毎年4月

### 【目的】

これまでのAV出演強要やJKビジネスなどの問題の更なる啓発に加え、深刻化しているレイプ・ドラッグの問題、酩酊状態に乘じた性的行為の問題、SNS利用に起因する性被害、セクシュアルハラスメント、痴漢等、若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声掛けの必要性などの啓発を行い、若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を徹底する。

### 【主な実施事項】

- (1) ポスター、リーフレットの作成・配布、  
テレビ、ラジオ、インターネット等のメディア  
を利用した広報活動
- (2) インフルエンサーライブ配信や有識者と協働した  
オンラインイベントの実施
- (3) SNSやトレインチャンネル等を活用した広報

### 【今後の予定】

令和4年の月間においては、同年4月からの成年年齢の18歳への引下げを受け、契約に関する注意喚起等、積極的な広報・啓発を実施。



<令和3年度ポスター・リーフレット>

# 人身取引対策に係る広報

## 【概要】

- ・ 人身取引（性的サービスや労働の強要等）は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。
- ・ 「人身取引対策行動計画2014」（平成26年12月策定）に基づき、内閣府では毎年、ポスター やリーフレットを作成し、広報啓発活動を行っているところ。
- ・ この点、米国の報告書においては、「商業的性行為の需要削減に十分な努力を払わなかった。啓発活動の内容の多くは、需要者側を対象にしているのではなく、被害者を対象にしたものであった。」と指摘されており、特に性的搾取の需要者側（買春を行うもの等）といった加害者側への広報・啓発を積極的実施する。

## 【主な実施事項】

### （1）ポスター、リーフレットの作成・配布

※今年度は、**加害者向け・被害者向けの2種類作成！**

### （2）啓発用動画の作成、広告

※**加害者向け・被害者向け・一般国民向けの3種類の15秒程度の動画を作成し、Twitter等のSNS広告や車内の広告を実施！**

## 【今後の予定】

令和4年3月中 ポスター・リーフレットの配布  
動画の掲載、広告

**多くの方にみていただけるよう、ポスター等の掲示や、動画のSNS投稿など、御協力をお願いします！**

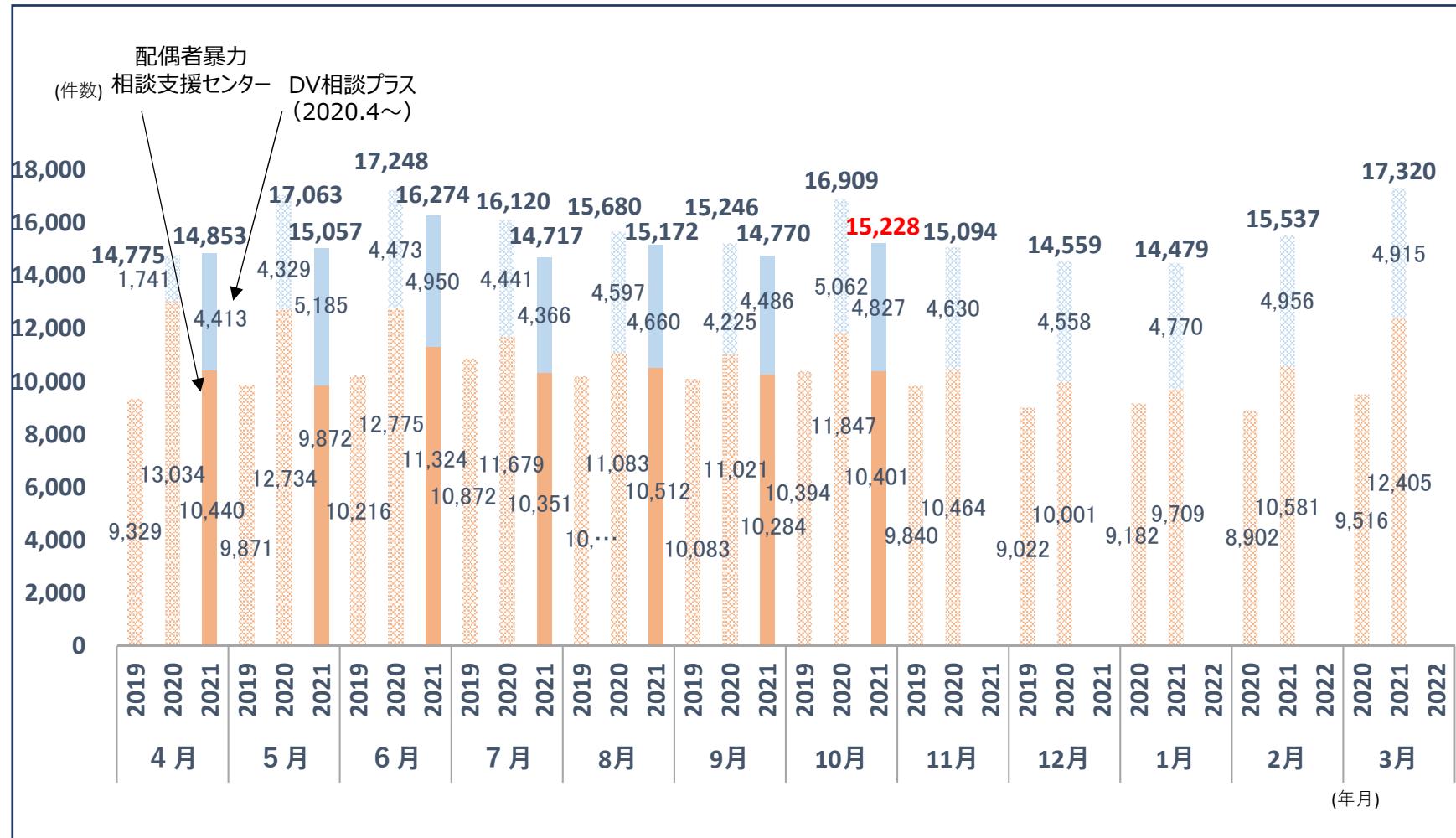


内閣官房 内閣府 警察庁 法務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 土木交通省 海上保安庁

## 參考資料

# DV相談件数の推移

- ✓ DV相談件数の推移を見ると、2020年度の相談件数は、19万0,030件であり、2019年度の約1.6倍。
- ✓ 2021年10月の相談件数は、1万5,228件となっている。

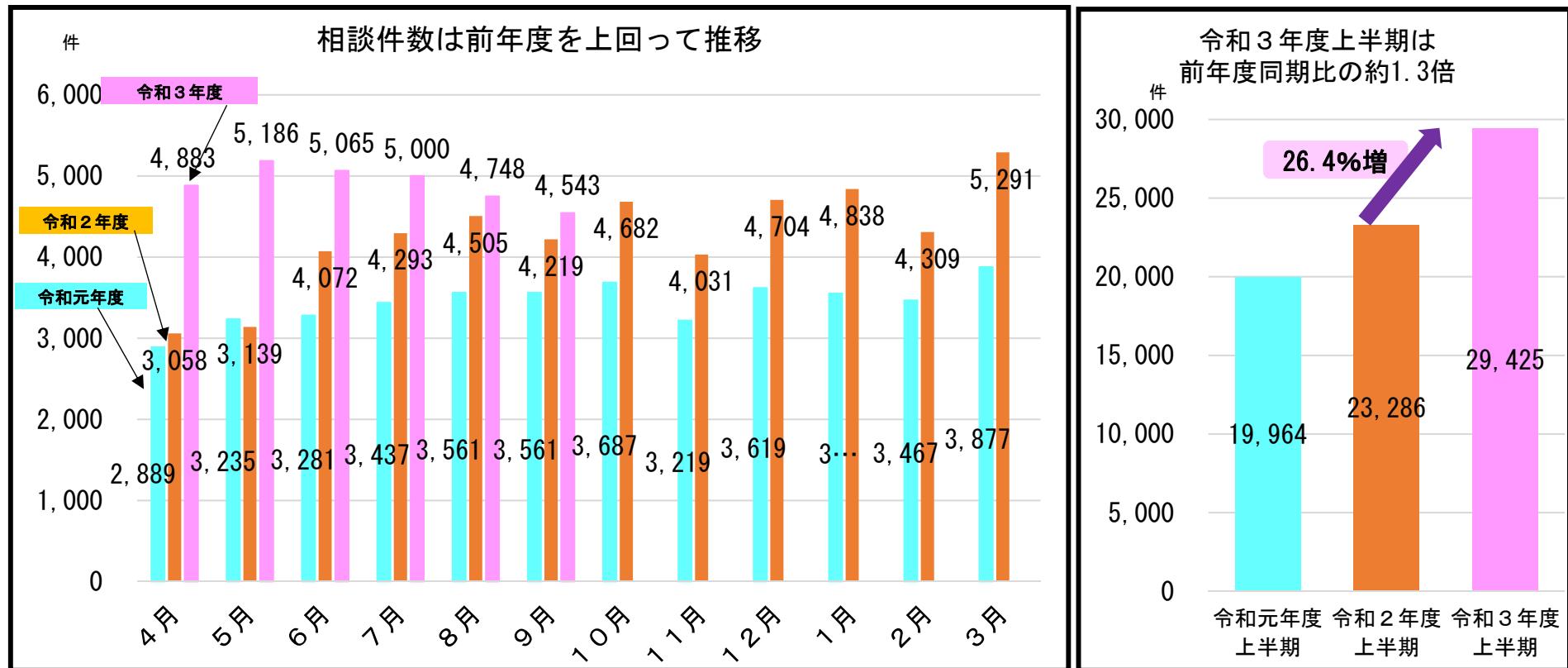


(出典)内閣府男女共同参画局調べ

※全国の配偶者暴力相談支援センターからの相談件数は、令和3年10月31日時点の暫定値

# 性犯罪・性暴力被害者そのためのワンストップ支援センターの 全国の相談件数の推移

- ✓ 令和2年度の相談件数は前年度を上回って推移。全体では前年度比で約1.2倍。
- ✓ 令和3年度上半期の相談件数は前年同期比の約1.3倍。



(内閣府男女共同参画局調べ) ※相談件数は、電話・面接・メール・SNSによる相談の合計。